

◎新潟県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり胎内川沿岸土地改良区頭首工管理規程の変更を認可した。

平成25年5月10日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
胎内市羽黒2586番地 胎内川沿岸土地改良区
- 2 認可年月日
平成25年4月30日
- 3 認可した管理規程の概要
通知先の関係機関の名称変更に伴う別表1の改正